

健全な事業経営を推進 令和元年度水道事業会計予算の概要

水道事業の予算は、水道事業を運営するための予算（収益的収支）と水道施設を整備するための予算（資本的収支）があります。

水道事業を運営するための予算は、水道料金を主な収入として、水道施設の減価償却費や受水費（東総広域水道企業団から水道水を購入する費用）、人件費、動力費（送水ポンプなどの電気料）、薬品費、借入金の支払利息などの費用で構成されています。

水道施設を整備するための予算は、浄水場の更新整備のほか、古くなった配水管やポンプ設備の更新などの支出を見込んでいます。支出に対して不足する額は、水道事業会計の自己資金を充てて対応します。

令和元年度の主な事業は、次のとおりです。

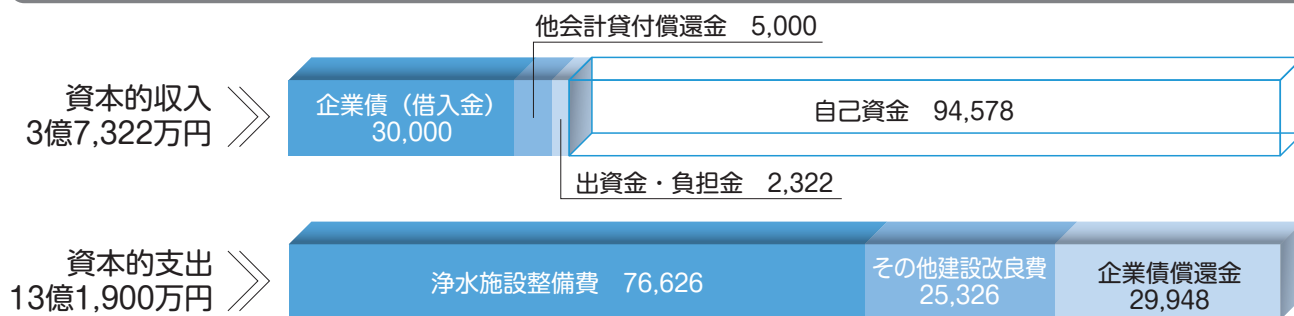
- 本城浄水場の浄水池築造
- 本城浄水場の場内配管整備
- 本城浄水場の送水ポンプ整備
- 本城浄水場の動力計装監視制御設備整備
- 配水管の布設（高神西町ほか）
- 配水管の布設替（天王台・潮見町・上野町・外川町1丁目・春日町ほか）
- 送水管の布設（本城町）

水道事業を運営するための予算（収益的収支）

（単位：万円）



水道施設を整備するための予算（資本的収支）



有効期限を迎える水道メーターを交換します

水道メーターは、計量法により定期的な交換が義務付けられています。水道局では、検定有効期間（8年）満了の前年に水道メーターの交換をしています。

交換の対象となるご家庭には、水道局が委託した指定給水装置工事業者が直接お伺いしますので、ご協力をお願いします。

なお、交換作業は無償で行います。料金はかかりません。